

旭川市と企業等との連携協定に関するガイドライン



**ASAHIKAWA
CITY**

令和 7 年 3 月

目 次

1. はじめに	1
2. 連携協定の目的と判断について	2
3. 連携協定の分野, 形態について	4
4. 連携協定締結の流れ	6
5. 連携協定締結後の取組と継続判断について	8
6. 連携協定に基づく提案について	9
7. 参考	10

1. はじめに

◆ガイドラインの目的

社会が成熟するにつれて、人々の価値観が多様化し、少子高齢化の進行や環境問題の深刻化など、社会経済情勢が変化しています。このような中で、暮らしに関わる市民のニーズや地域の課題に十分に対応することが大変難しくなっています。また、行政に対するニーズも複雑かつ多様化しており、行政だけが関与し、サービスを継続して提供するには限界があります。

今後、時代に合わせた多様なニーズに十分に対応するためには、様々な主体によるサービスの提供が期待されています。こうした状況の中で、本市は第8次旭川市総合計画推進計画（令和6～9年度）における基本目標として「互いに支え合い、共に築くまち」を掲げています。市民や行政などが互いの役割と責任を自覚し、自らのまちは自らでつくる自主自律のまちづくりを進めています。

本市では、市民主体のまちづくりを推進する取組の一つとして、これまで企業等と連携協定を結び、地域が抱えている様々な課題の解決に向けて、お互いの強みや特性を活かしながら、協働のまちづくりを進めてきました。

今後も企業等との連携協定を積極的に推進し、より効果的かつ効率的な市民サービスの提供につなげるとともに、様々な事業や取組の連携を円滑に進めるため、市と企業等との連携協定に関するガイドラインを策定します。本市と連携協定を締結した企業等が相互に発展し、連携・協力による成果が実るよう、本市における連携協定の基本的な考え方や、相談から連携事業実施までの一連の流れ、事務処理や対応等を整理することを趣旨として、本ガイドラインを定めます。

【連携協定のイメージ】

※企業等の定義

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体（国・地方公共団体を除く）

企業等

<メリット>

- ・企業イメージ向上
- ・知名度向上
- ・ビジネスチャンスの創出

<強み>

- ・技術、ノウハウ、アイデア
- ・専門的知識、知見
- ・スピード感
- ・社会変化への対応力
- ・企業ブランド

市民



<メリット>

- ・市民サービスの向上
- ・暮らしやすさの実感
- ・地域活性化

旭川市

<メリット>

- ・質の高い市民サービスの提供
- ・地域課題・公共的課題の解決
- ・効果的・効率的な業務改善

<強み>

- ・信頼、信用
- ・安定性、持続性
- ・多岐にわたる分野を扱う
- ・地域や市民とのつながり



**お互いの強みを活かし
効率的・効果的・持続可能な
連携事業を実施**

2. 連携協定の目的と判断について

(1) 連携の目的

本市が抱える課題の解決や、市民・市の双方にとってより良い方向性に向けたまちづくりを目指すためには、実行力や人員配置、企画力などを有する貴重なパートナーと協働し、共にまちを築いていくことが重要です。

協働による取組を推進し、市と企業等がそれぞれの特性や保有する資源を複数の施策において活用することで、地域課題や公共的課題の解決、地域活性化、市民サービスの向上を図ります。

(2) 連携分野の実行性、連携する必要性の判断

市との協働の要素が欠けている場合は、単に企業等によるサービスの提供となり、連携協定の本来の意義を失ってしまいます。

また、近年では企業のCSR（Corporate Social Responsibility＝社会的責任）への意識が高まっており、企業が社会貢献の実績向上のみを目的として、連携協定を進める傾向も見受けられます。

実行性のある取組を行うためには、連携協定について次の点に留意して判断することが重要です。

◆検討・判断事項

- 1) 企業等は、市との連携により地域課題・公共的課題の解決、地域活性化、市民サービスの向上などの行政課題の解決を図ることを理解し、賛同しているか
- 2) それぞれの連携分野において、具体的な計画や取組が示されており、実行性が認められるか
- 3) その内容が、市との協働（連携）によって進められるものであるか
 - ・市が企業等との連携により、新規で実行可能なものであるか（市の既存の取組における拡充を含む）
 - ・これらを実施することで、地域課題・公共的課題の解決、地域活性化、市民サービスの向上が図られるか
- 4) 企業等の社会貢献活動のうち、市との連携により目的の達成（地域課題・公共的課題の解決、地域活性化、市民サービスの向上など）に寄与するものであるか
- 5) 企業等の自らの発意により、市との連携及び協働を希望する活動や分野に関するものであるか
- 6) 企業等が自らの申出により行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与、その他類する行為（実費相当分費用負担を伴うものを含む）であるか

7) 次に該当しないもの

●企業等の事業がいずれにも該当しないこと

- ・法令等に違反する行為
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するもの、これに類するもの
- ・公営事業を除くギャンブルに係るもの
- ・法律に定めのない医療類似行為
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員等の関与が認められる
- ・人件侵害の象徴がある、又は類するもの
- ・連携協定の対象としてふさわしくないもの

●連携事業内容がいずれかに該当しないこと

- ・企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ・政治的、又は宗教的目的を有するもの
- ・法令等で製造、提供が禁止されている、又は法令に基づく許可等を受けていない役務、商品の提供
- ・非科学的、若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与える、その恐れがあるもの
- ・企業等の利益誘導の恐れがあるもの
- ・連携事業としてふさわしくないもの

★ 企業等から連携事業の提案があり、検討・判断事項等を踏まえて受け付けることとした際には、具体的な連携事業の内容について、締結に向けた協議を行いましょう。

3. 連携協定の分野，形態について

(1) 主な協定の分野

- | | | |
|--------------|-------------|-----------|
| ①災害対策 | ②環境 | ③土木建設維持管理 |
| ④福祉・医療・健康 | ⑤教育・文化・スポーツ | ⑥産業・商業 |
| ⑦地域活性化・まちづくり | ⑧人材育成 | ⑨安全・交通 |
| ⑩観光・魅力発信 | ⑪子育て | |

※協定の目的や内容によっては，更に細分化することや，記載のない分野になる場合もあり

(2) 協定の形態

連携協定には，「個別連携協定」と「包括連携協定」との2種類があり，協定内容を所管する部局が企業等との窓口となり，その事務にあたります。

①個別連携協定

特定の分野を対象とし，企業等から具体的な事業提案があり，かつ具体的な事業を行うための協定

▶市の窓口：担当部局（連携内容に関わりのある部局）

ex) 災害時における応急対策業務に関する協定（担当部局：防災安全部 防災課）

②包括連携協定

幅広い分野を対象とし，包括的に相互協力を行いながら事業を進めるための協定

この包括連携協定には，複数の分野における連携項目があるうち，協定の中心的位置づけとなる分野を設定するなど，主軸分野がある場合（主軸分野型）と，主軸となる連携分野はないが，連携分野が多岐にわたる場合（オールラウンド型）の2つのタイプがあります。

1) 主軸分野型

▶市の窓口：主軸分野に関わりのある部局

ex) 旭川市と日本生命保険相互会社旭川支社との包括連携協定

（担当部局：保健所 保健総務課）

【連携・協力事項】

(1) 健康増進・疾病予防に関すること ← **主軸分野**

(2) 安全・安心な地域づくりに関すること

(3) 地域活性化に関すること

(4) その他，協議により必要と認められたこと

2) オールラウンド型

▶市の窓口：市民生活部 地域活動推進課

ex) 旭川市と株式会社阪急交通社との包括連携協定

【連携・協力事項】

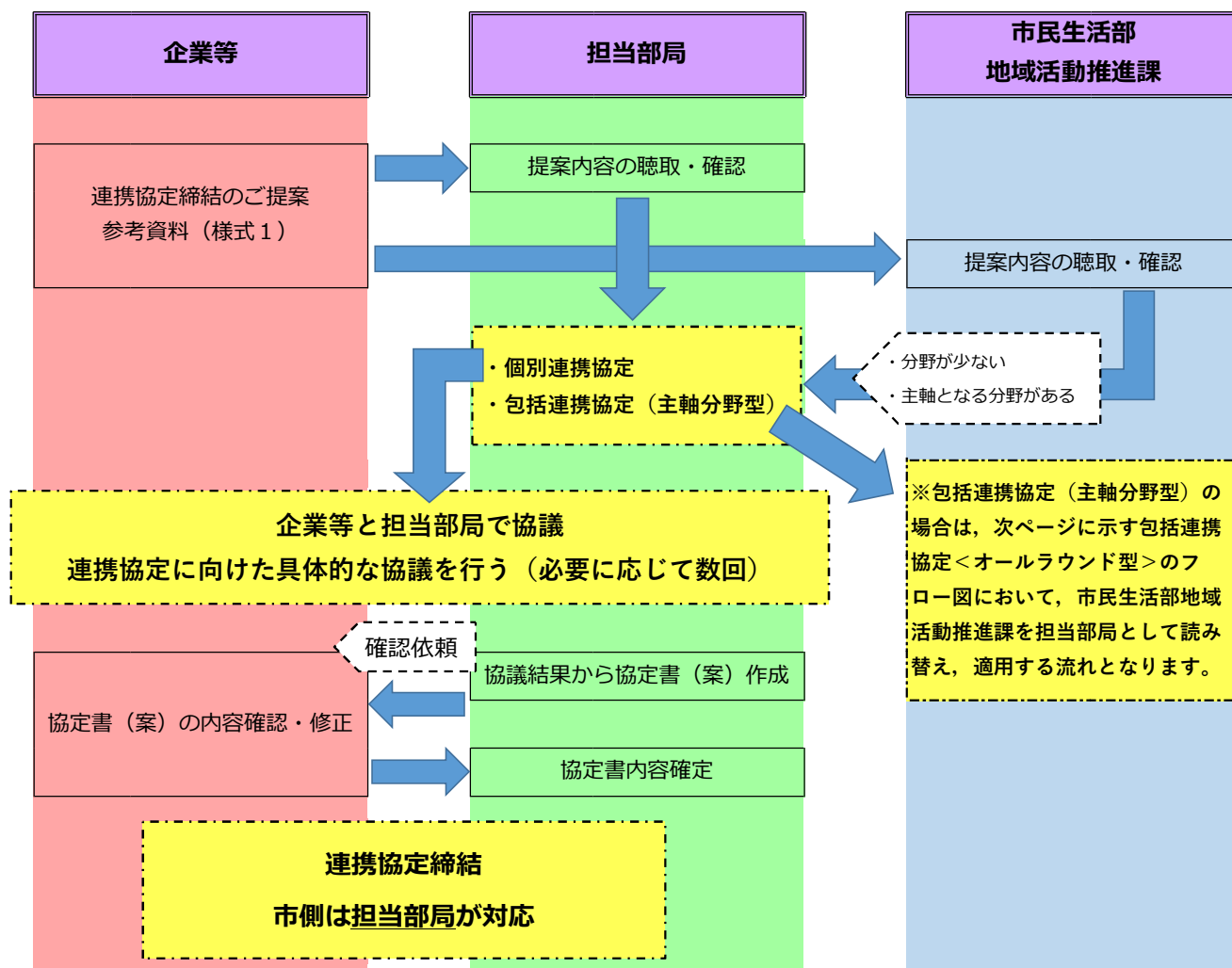
- (1) 移住・ワーケーションの推進に関する事
- (2) 公共交通の利用促進に関する事
- (3) 災害対応に関する事
- (4) 福祉の増進に関する事
- (5) 地場産品の販路拡大・観光の振興に関する事
- (6) 国際理解・異文化理解の促進に関する事
- (7) 農業の振興に関する事
- (8) 地場産業と保有資源の活用に関する事
- (9) その他，地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事

特に主軸となる分野
がない

4. 連携協定締結の流れ

(1) 個別連携協定, 包括連携協定〈主軸分野型〉の場合

○ フロー図



【包括連携協定（主軸分野型）について】

以下の2種類のパターンが考えられます。

- ① 企業等から主軸となる連携分野に関わりのある部局に対し、直接提案がある場合
- ② 企業等から、まずはじめに市民生活部地域活動推進課に提案があり、内容について検討した結果、包括連携協定（主軸分野型）と判断し、主軸分野の担当部局に引き継ぐ場合

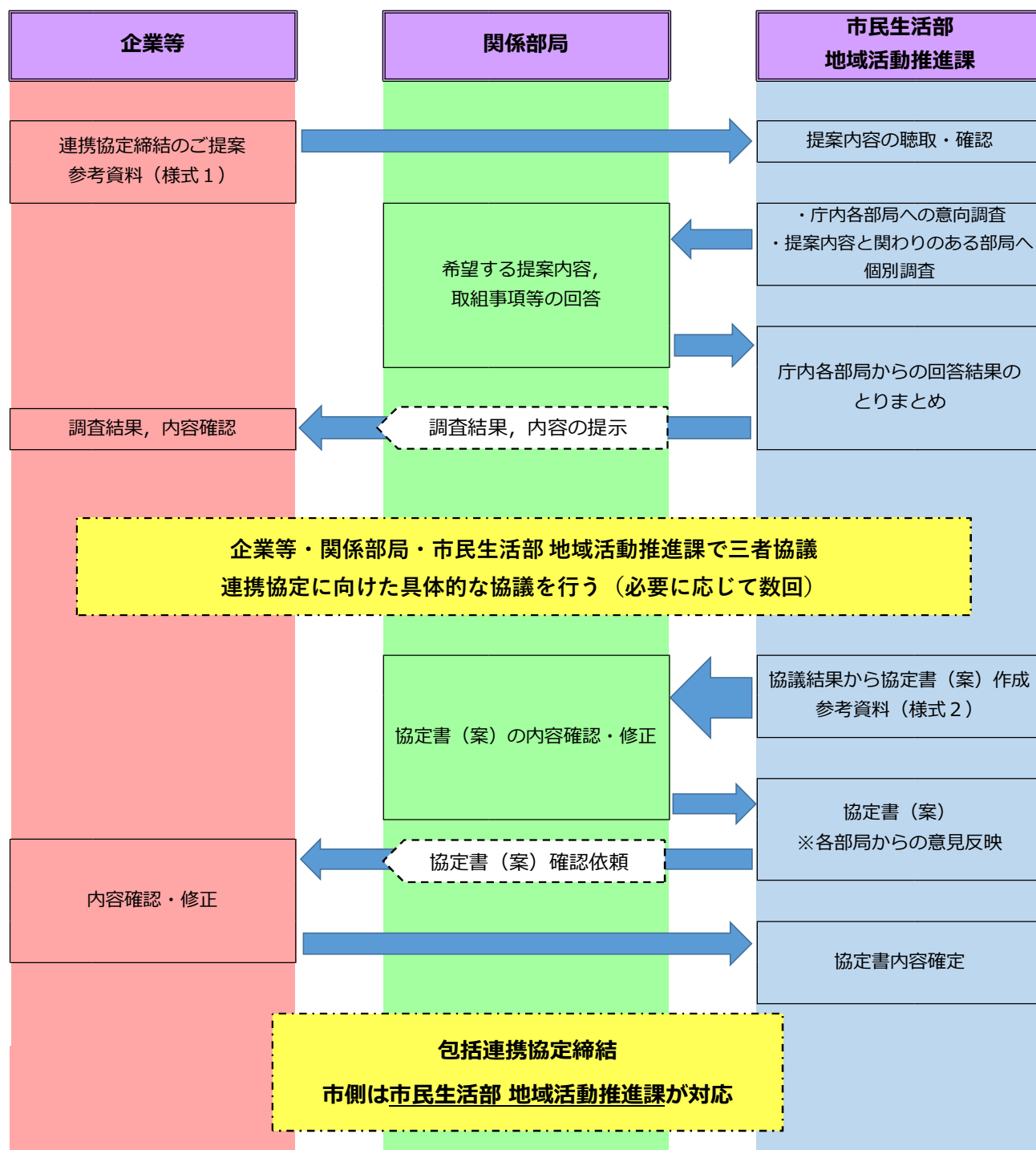
★ いずれの場合も、協議等は順次進めていただいてもかまいません。ただし、包括連携協定の締結数や締結状況について把握する必要があるため、包括連携協定（主軸分野型）締結に向けて協議を進めるとの判断に至った際や、協定締結日が決定した際には、市民生活部 地域活動推進課まで連絡ください。

※ 個別連携協定の場合は、特段の連絡は不要です。

★ 企業等は、提案内容を所管する担当部局に対し、原則として参考資料（様式1）を用いて連携協定の提案を申し出る必要があります。

(2) 包括連携協定＜オールラウンド型＞の場合

○ フロー図



※ 流れは基本パターンを示しており、状況に応じて、流れの一部を省略することがあります。
 ※ 連携内容と市のまちづくりの方向性が合致しない等の判断に至った場合は、協定の締結を見送る可能性があります。

★ 企業等は、提案内容を所管する担当部局に対し、原則として参考資料（様式1）を用いて連携協定の提案を申し出る必要があります。

5. 連携協定締結後の取組と継続判断について

協定を締結する際には、連携事業、取組内容、条件、有効期間、その他必要事項を明確に定め、市と企業等の双方で確認し合意を得た連携協定書を作成します。

締結の際は、市側として市政記者への情報提供やホームページへの掲載「参考資料（様式3）」、その他適切な方法により公表を行います。また、企業等もホームページ等で公表することにより、締結後の取組の実効性が高まることが期待されます。

協定の有効期間は、協定締結日から締結年度の3月31日まで、又は1年間を基本とし、期間満了前に双方から特段の申出がない場合には、期間満了の翌日から起算して1年間更新することとします。

なお、協定の内容によっては数年度にわたる事業や取組が想定されるため、必要に応じて適正な有効期間を設定することが重要です。

(1) 協定の効力

協定は、法令、条例、規則、市が定める要綱に基づく手続に影響を与えないものとします。

つまり、協定を締結したことを理由に、市の手続や申請、申出等を省略することはできません。

(2) 実行性のある協定を継続していくために

実行性のある協定を継続するためには、取組実績の評価や見直しが必要です。まず、取組実績や内容の評価を行い、実行性を高めていくことが重要です。

また、連携事業について協議する場を定期的に設け、連携事業を実施していきましょう。実態に即して、事業の停止や新たな事業の着手についても検討する必要があります。

協定の主軸分野の担当部局（包括連携協定においては市民生活部 地域活動推進課）は、庁内での実績調査を行い、連携の実態把握に努めましょう。

さらに、企業等の負担ばかりが大きくなりすぎると、協定関係の維持が困難になることが懸念されます。そのため、一つひとつの取組について企業等のメリットも考慮しながら実行する必要があります。

(3) 解除の判断

市または企業等から申出があった場合、または企業等が解散・消滅した場合、連携協定締結における検討・判断事項の一つである「次に該当しないこと」に該当した時は、協定を継続しないこととします。

さらに、協定に基づく実績がない場合は、必要に応じて協定継続について協議の場を設け、意向確認等を行う必要があります。ただし、災害時の協力に関するものをはじめとする有事に備えた協定など、内容によっては実績がない場合でも協定を継続することが望ましい場合がありますので、この限りではありません。

6. 連携協定に基づく事業の提案について

(1) 企業等からの提案内容について

本市の第8次旭川市総合計画推進計画（令和6～9年度）は、13の基本政策の体系図と展開施策ごとの事業計画等で構成されています。この総合計画では、基本目標、基本政策、重点施策等を示し、目標達成に向けた施策を着実に進めるための取組や事業を明らかにした「推進プログラム」を策定しています。

本市が抱える様々な課題を企業等との協働によって解決に導くために、本計画の内容を踏まえた事業提案をお願いいたします。

◆第8次旭川市総合計画推進計画（市ホームページ）

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/736/738/d079836_d/fil/R6plan.pdf



(2) 連携事業の提案窓口について

市・企業等それぞれに提案窓口となる担当者を設け、事業の提案については、原則として双方の窓口担当者を通じて行うこととします。

市の担当部局が特定されている場合は、直接その担当部局に提案いただくことになりますが、特に担当部局がない場合は、**市民生活部 地域活動推進課** に提案ください。

【担当】

旭川市市民生活部地域活動推進課 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

TEL : 0166-25-6012 FAX : 0166-25-3381 Mail : chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp

7. 参考

(1) 様式 1 : 連携協定に関する提案書

(様式 1)

●●年●●月●●日

旭川市長 様

所 在 地 :

企業等名称 :

代表者氏名 :

連 携 協 定 に 関 す る 提 案 書

連携協定に係る連携内容等について、次のとおり提案します。

連携協定の種別 該当に☑		☐ 個別連携協定	☐ 包括連携協定
協定締結の目的			
連携の分野 ※包括連携協定を希望する場合、2つ以上選択すること	☐ 災害対策	☐ 環境	☐ 土木建設維持管理
	☐ 福祉・医療・健康	☐ 教育・文化・スポーツ	☐ 産業・商業
	☐ 地域活性化・まちづくり	☐ 人材育成	☐ 安全・交通
	☐ 観光・魅力発信	☐ 子育て	☐ その他 ()
主軸分野の有無 ※包括連携協定を希望する場合、主軸分野の有無を選択し、有の場合はその主軸分野を記入すること	☐ 有	主軸分野 () ※協定の中心的位置づけとなる分野	
	☐ 無		
連携により期待される効果			
連絡先	部 署 名		
	担当者氏名		
	電 話 番 号		
	メールアドレス		

※別紙企画書等の添付も可。

(2) 様式 2 : 包括連携協定書 (例)

旭川市と〇〇株式会社との包括連携協定書

旭川市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、幅広く様々な分野において、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 〇〇に関する事
- (2) 〇〇に関する事
- (3) 〇〇に関する事
- (4) 〇〇に関する事
- (5) 〇〇に関する事
- (6) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の親会社及びその関係会社に実施させることができる。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者（乙の親会社及びその関係会社を除く）に開示、漏洩してはならない。なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、前項の定めにかかわらず本協定を解約することができる。

(協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれの署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 旭川市7条通9丁目48番地

旭川市長

乙 ●●●●●●●●●●

●●●●

(3) 様式3：ホームページ掲載（例）

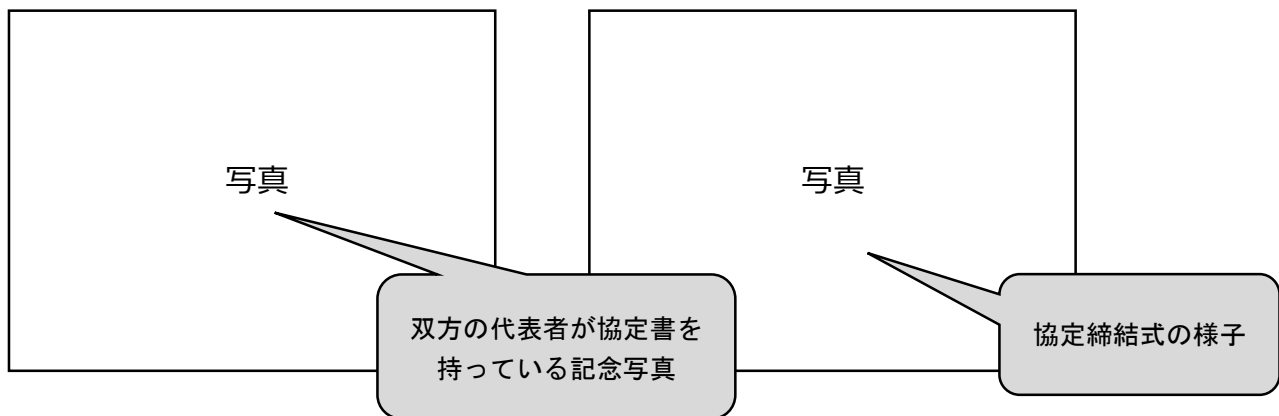
旭川市と〇〇株式会社との包括連携協定について

協定の概要

旭川市と〇〇株式会社は、令和〇年〇月〇日に「旭川市と〇〇株式会社との包括連携協定」を締結しました。

この協定は、官民連携により協働の取組を推進し、双方が持つノウハウやサービスを活用することで、地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的としています。

協定内容は、〇〇に関すること、〇〇に関すること、〇〇に関することなど、6項目を連携項目としており、地域活性化や市民の皆様へのサービス向上に向けて、取組を進めてまいります。



連携内容

- 
1. ○○に関する事
2. ○○に関する事
3. ○○に関する事
4. ○○に関する事
5. ○○に関する事
6. その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事
- 協定書第2条に定める
連携・協力事項

これまでの主な取組

- ・ 令和〇年度連携実績
- ・ 令和〇年度連携実績

締結後の取組実績を掲載することにより、今後の実効性が高まるだけでなく、協定の意義を広く周知することが可能となります。

関連ファイル

- 旭川市と〇〇株式会社の包括連携 協定書（PDF形式 キロバイト）